

## 総合評価審査表

(企業名 : )

項目	基 準	得点	備 考
<b>1 技術等評価</b>			
1 就労貢献要素	(満点 10 点) A		
2 技術的要素			
①同種契約の履行実績	・申請前3営業年度のうち、2営業年度以上において、同規模の契約を履行していること		※業務の遂行にあたり、入札参加者の責めに帰すべき、苦情等が道に寄せられていないこと。
②自主検査体制の整備状況等	・業務内容に対する自主検査体制が整備されていること ・業務運営上の作業マニュアル等が整備されていること		
③業務処理責任者の資格の有無	・本契約に係る業務処理責任者が当該業務に関する資格を有していること かつ 関係法令に定める責任者・監督者等が所管機関に登録されていること		※清掃業務については、当該事業者が知事登録業者であること。
④研修体制の整備状況	・業務内容に関する職員の研修体制が整備されていること ・対象業務において、関係法令に定める研修を受講していること		※清掃業務については、清掃従事者研修登録機関からの受講証明を受けていること。
⑤苦情処理体制の整備状況	・業務内容に関する苦情に対する処理体制が整備されていること		
⑥権利擁護への姿勢 【相談体制】 【労働者の賃金の水準等】	・職員からの相談に関する体制が整備されていること ・現に発効中の北海道最低賃金を超える額を支払うことを誓約していること かつ 各種社会保険に加入し、職員の就業環境の整備に務めていること		
⑦地域貢献度	・営業拠点の実態が道内にあること		
技術的要素 小計		(満点 10 点) I	
技術等評価点 合計 A+I	(満点 20 点) A		
2 価格評価 ① $80 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ ② $80 \times (1 - \text{低入札価格調査基準価格} \div \text{予定価格})$ ※小数点以下第1位四捨五入	B		
3 総合評価	A + B		
4 低入札価格調査基準価格要件 (基準価格以下=要調査、基準価格以上=適)	要調査 適		

注1：就労貢献要素は、北海道障がい者条例第30条に基づき、「障がい者就労支援企業」として認証され取得した当該認証ポイントのうち「総合評価競争入札制度」に係る技術等評価点の基準によるものとする。

【認証を取得していない場合】

- ・認証申請中の場合にあっては、申請内容の取組について、認証基準に基づき確認の上、「総合評価競争入札制度」に係る技術等評価点の基準により配点することとする。
- ・認証申請見込等の場合にあっては、別表1「提案書評価表」及び別紙1「就労貢献要素確認のための添付様式及び挙証書類」に基づき確認のうえ、該当する項目毎にそれぞれに定める点を配点することとする。

注2：技術的要素は、別表1「提案書評価表」及び別紙2「技術的要素確認のための挙証書類」に基づき確認の上、該当する項目毎に配点すること。